WeChatPay サービス加盟店規約

第1条(定義及び解釈)

- 1.この規約(以下、「本規約」という。)は、「決済処理及び収納業務の委託 に関する契約約款」(以下「基本約款」という。)第3条第2項に定める 個別のサービスとして、お客様が WeChatPay サービスを導入し、これを 活用するために、ビリングシステム株式会社(以下、「ビリングシステム」と いう。)の承諾の下で加盟店となった場合、加盟店とビリングシステムと の間で締結される契約(以下、「本契約」という。)に適用されるものです。 なお、本契約に関し、基本約款と本規約の内容が矛盾する場合、本規 約が優先して適用されるものとします。
- 2.本規約において記載された各用語は、以下に定める意味を有するもの とします。
 - (1)「加盟店」とは、自らの商品若しくはサービスの販売、又は販売促進のために、本規約を承諾した上で、Tenpayが運営し、ビリングシステムが提供するスマートフォン決済サービス(以下、「WeChatPay サービス」という。)の利用を申し込み、Tenpay 及びビリングシステムがこれを承諾した企業、商店、各種団体、又は慈善団体等のお客様を意味するものとします。
 - (2)「Tenpay」とは、中華人民共和国において登録され、深圳市高新科技園科技中一路テンセントタワー9Fに所在し、WeChat アプリを開発及び運営する中国騰訊控股有限公司(Tencent Holdings Ltd.、以下、「Tencent」という。)の グループである、財付通支付科技有限公司(Tenpay Payment Technology Co., Ltd.)を意味するものとします。
 - (3)「関連会社」とは、本契約の当事者が、直接的若しくは間接的に、支配する、支配される、又は共同の支配下とする、すべての法人を意味するものとします。本定義において支配とは、発行済株式の議決権の過半数(51%以上)の保有、取締役会構成員の過半数の者の指名権の保有、又は契約によりその活動、管理、若しくは方針を決定する権限の保有を意味するものとします。
 - (4)「WeChat アプリ」とは、Tencent が開発及び運営する WeChat ブランドのモバイルアプリケーションを意味するものとします。
 - (5)「登録ユーザー」とは、WeChat アプリをダウンロードし、ユーザー情報を登録し、WeChatPay を利用して商品を購入する個人を意味するものとします。
 - (6)「WeChatPay」とは、登録ユーザーが、加盟店で販売される商品又はサービスを購入する際に、人民元による支払を可能にする、Tenpayが登録ユーザーに提供するサービスを意味するものとします。加盟店は、登録ユーザーが提示するWeChatアプリのQRコード又はバーコードを、ビリングシステムが提供する加盟店アプリ等によりスキャンすることで、ビリングシステムの決済プラットフォームを介して日本円で商品又はサービスの販売代金を受け取ることができます。なお、本契約におけるWeChatPayは、ビリングシステムの決済プラットフォームを介してのみ使用されなければならず、また、1回あたりの決済金額は、Tenpayの裁量で随時設定される制限額を超えてはなりません。
 - (7)「WeChatPay サービス」とは、本契約に基づき、Tenpay が運営し、 ビリングシステムによって提供されるサービスを意味し、詳細は関係ド キュメントにより規定されるものとします。
 - (8)「加盟店アプリ」とは、加盟店により通信機能を持つデバイスにインストールされ、登録ユーザーによる加盟店の商品又はサービスの購入の際に利用されるものであり、ビリングシステムが開発及び運営し、加盟店へ提供するモバイルアプリケーションを意味するものとします。
 - (9)「認証情報」とは、加盟店が加盟店アプリにアクセスするために使用する、ユーザーID、パスワード、及びその他のセキュアな認証のための情報を意味するものとします。
 - (10)「加盟店情報」とは、加盟店が WeChatPay サービスの利用を可能

- にするために、ビリングシステムより要求される明細情報を意味するものとします。加盟店情報には、加盟店の名称、外観、説明、及び住所、加盟店が提供する商品及びサービスの名称、外観、説明、及び価格、並びに加盟店のプラットフォームに関する情報を含みますが、これらに限定されないものとします。
- (11)「WeChatPay サービスプラットフォーム」とは、WeChat アプリ、加盟店アプリ、及び WeChatPay サービスの提供のために、ビリングシステムにより利用されるサーバ及びインフラを意味するものとします。
- (12)「WeChatPay サービストレードマーク」とは、WeChatPay サービス の商標、サービスマーク、その他のロゴを意味するものとします。加盟 店は、WeChatPay サービスの利用のために、その利用の資格を有するものとします。
- (13)「関係ドキュメント」とは、WeChatPay サービス又はその一部について、導入方法又は利用方法を記載したものであって、ビリングシステム及びその関連会社により作成されたマニュアル等を意味するものとします。
- (14)「手数料」とは、WeChatPay サービス利用の対価として加盟店から ビリングシステムへ支払われる手数料であり、ビリングシステムが作成 する最新の WeChatPay サービス手数料表において規定されたもの、 又は加盟店とビリングシステムとの間で書面にて合意されたものを意 味するものとします。
- (15)「WeChatPay サービス手数料表」とは、WeChatPay サービスの利用のために加盟店からビリングシステムに支払われる手数料の詳細を意味するものとします。
- (16)「知的財産権」とは、正式に登録されているか否かを問わず、すべての著作権、特許権、意匠権、商標権、及び営業秘密などを意味するものとし、外国における当該各権利に相当する権利を含むものとします。知的財産権には、帰属の権利、申請をする権利、及び過去の侵害にかかる損害賠償を請求する権利を含むものとします。
- (17)「秘密情報」とは、本契約の成立又は履行に基づき、文章、口頭、磁気ディスク、電子媒体、又はその他の何らかの媒体により、本契約の当事者(秘密情報を開示する当事者を、以下、「開示当事者」という。)から他の当事者(秘密情報を受領する当事者を、以下、「受領当事者」という。)に開示する、技術上、営業上、業務上、財務上の情報のうち、公然と知られていない情報を意味するものとします。また、秘密情報は、秘密である旨が明示されているか否かを問わないものとします。
- 3.本規約は、別途の取り決めがない限り、ビリングシステムによって、随時 改定又は追加される場合があります。内容が改定又は追加された本規 約は、ビリングシステムが別途定める場合を除き、Eメール、ビリングシス テムのウェブサイトその他所定の方法で掲載された時点より、その効力 を生じるものとします。ビリングシステムは、ビリングシステムが事前告知 期間として合理的と判断する期間、本規約が改定又は追加される旨及 びその内容を、Eメール、ビリングシステムのウェブサイトその他所定の 方法で事前に告知することがあります。
- 4.本規約における書面とは、ビリングシステムから行われる場合は、E メール、加盟店アプリ上の通知、及びビリングシステムのウェブサイトへの掲示も含むものとします。また、加盟店から行われる場合は、別途通知するビリングシステムの窓口まで、書面にて送付されなければならないものとします。

第2条(開始及び期間)

1.加盟店は、本規約に承諾した上でビリングシステムに申込みを行い、ビリングシステムから加盟店に対して送付する設定完了通知書に記載さ

れた利用可能日(以下、「開始日」という。)をもって、本規約は適用され、本契約は成立するものとします。本契約は、開始日から起算して1年の経過を以って終了するものとし、加盟店が、契約期間満了の90日前までに、ビリングシステムへ書面による解約の意思表示をしないときは、以降1年を単位として延長するものとし、以降期間満了となった場合も同様とします。

2.ビリングシステムは、開始日をもって、WeChatPay サービス、加盟店アプリ、WeChatPay サービストレードマーク、及び関係ドキュメントを加盟店が使用することを許諾するものとします。

第3条(ビリングシステムの責務)

- 1.ビリングシステムは、本契約に従って加盟店に対し WeChatPay サービス を提供するものとします。
- 2.ビリングシステムは、加盟店がWeChatPayサービスを導入及び利用する ことができるよう、本サービス提供会社が合理的と認める範囲において、 加盟店に対し支援を提供するものとします。
- 3.Tenpay 及びその関連会社は、それらの所定の方法で、登録ユーザーに WeChat アプリを提供し、そのデータを管理すると共に、登録ユーザー が WeChat アプリを利用するにあたって、必要な支援を登録ユーザーに 提供するものとします。
- 4.ビリングシステムは、その所定の方法で、加盟店に対し加盟店アプリを 提供し、そのデータを管理すると共に、加盟店が加盟店アプリを利用す るにあたって、必要な支援を加盟店に提供するものとします。
- 5.ビリングシステムは、その所定の方法で、加盟店より受領した決済情報を Tenpay に送信するものとします。また、ビリングシステムは、Tenpay より 所定の方法で決済結果の還元を受け、その決済結果を加盟店に還元 するものとします。
- 6.ビリングシステムは、Tenpay 又はその関連会社を経由し、ビリングシステムの指定口座に送金処理を受けるものとします。また、ビリングシステムは、Tenpay 又はその関連会社より収受した決済代金を、加盟店の指定口座に送金処理を行うものとします。なお、決済代金をビリングシステムが収受した時点で、当該決済代金を収納金と呼称するものとします。
- 7.前各項の定めに拘わらず、加盟店は、個別の取引に関して、不正な取引の可能性を理由に WeChatPay サービスの提供が拒絶される場合があることを予め了承するものとします。
- 8.ビリングシステムは、加盟店が WeChatPay サービスをカスタマイズすることができるよう、特定のサービスを提供又は斡旋することに同意した場合、ビリングシステムは、本契約の当事者の合意に従って、Tenpay 及びその関連会社の手数料を含め、カスタマイズに係わる手数料を加盟店に請求するものとします。
- 9.加盟店は、Tenpay が、WeChatPay サービス及び WeChatPay サービス プラットフォームに係わる定期的なメンテナンスを行うこと、及び、必要に 応じて計画外のメンテナンスを行うことがあることをそれぞれ了承します。 ビリングシステムは、Tenpay をして、計画外の停止は最小限になるよう、 合理的な努力をさせるものとします。但し、ビリングシステムは、 WeChatPay サービス及び WeChatPay サービスプラットフォームが常に 完全に機能し、利用可能であることを保証するものではありません。

第4条(加盟店の責務)

- 1.加盟店は、本規約及び関係ドキュメントの記載又はビリングシステムとの間で随時なされるその他の合意に従って、WeChatPay サービスを導入及び利用するものとします。
- 2.加盟店は、WeChatPay サービスの利用促進に努め、ビリングシステムが WeChatPay サービスの利用促進を目的として実施する活動等に積極的 に協力するものとします。
- 3.加盟店は、関係ドキュメントに記載されたとおりの方法で、WeChatPayでの支払手段を登録ユーザーに提供すること、登録ユーザーに対して

- WeChatPay サービスのみを支払手段とする制限を課さないこと、登録ユーザーに対して WeChatPay サービスの利用に際して利用金額に制限を定めないことをそれぞれ保証すると共に、加盟店の主たる事業に関連する商品又はサービスの販売についてのみ WeChatPay サービスを利用するものし、関係ドキュメントで禁止されているすべての商品及びサービスを取り扱わないことを保証するものとします。また、加盟店は、本規約、関係ドキュメント、並びにビリングシステムのその他のポリシー及び規則を遵守するものとします。
- 4. 加盟店は、登録ユーザーから取引のキャンセルの申出を受け、それに 同意する場合、関係ドキュメントの記載に従ってキャンセルの処理を行う ものとします。加盟店は、いかなる場合においても、ビリングシステムの 承諾なく、登録ユーザーに対して直接返金をしてはならないものとしま す。
- 5. 加盟店は、次の各号の一にでも該当する場合は、ビリングシステムの 申出により、WeChatPay サービスの取引が取り消され、収納金の支払い が拒絶されること、及び支払済みの収納金の返還を求められることをそ れぞれ承諾するものとします。
 - (1)紛失・盗難等の理由により無効となった WeChatPay が使用された 場合
 - (2) 加盟店が登録ユーザーに対して販売した商品又はサービスに関して、登録ユーザーとの紛争が解決されない場合
 - (3)登録ユーザーがクーリング・オフ、中途解約又は契約の解除を行ったにもかかわらず取引の取消を行わない場合
 - (4) 登録ユーザーから WeChatPay 利用の否認があった場合
 - (5) 事実と異なる取引が行われた場合
 - (6) 登録ユーザー以外の第三者が WeChatPay を利用した場合
 - (7)その他本契約の定めに違反した場合
- 6.加盟店は、関係ドキュメントに基づく WeChatPay サービスの適切な使用 について、単独で責任を負うものとします。
- 7.加盟店は、ビリングシステムの書面による承諾を得ない限り、他の者のため WeChatPay サービスを使用してはならないものとします。
- 8.加盟店は、加盟店の商品又はサービスの販売の結果について、単独で 責任を負うものとします。ビリングシステムは、加盟店の商品又はサービ スの販売の結果について、何ら責任を負わないものとします。
- 9.加盟店は、登録ユーザーとの取引情報(取引日、取引価額、商材、加盟店の名称を含み、これらに限られないものとします。)を、取引の終了後少なくとも5年間は保管するものとします。
- 10.ビリングシステムが、加盟店に対して、不正な取引の可能性等の正当な理由を示して加盟店に係る情報(取引情報、取扱商品等を含み、これらに限られないものとします。)の提供を求めた場合、加盟店は3営業日以内にこれを開示するものとします。加盟店は、ビリングシステムがかかる情報をTenpayに提供する場合があることを予め了承するものとします。
- 11.加盟店は、不正な取引、虚偽申請、スキミング等の不正行為が発生したとき、Tenpay が中国人民銀行、公安当局又は関係規制当局に対して、加盟店に関する情報を報告する場合があることを予め了承するものとします。
- 12. 加盟店は、不正の取引が発生した場合、かかる取引により生じる損害を軽減するべく、ビリングシステムが要求する措置を講じるよう最大限可能な範囲で協力するものとします。
- 13.登録ユーザーに対する加盟店の商品又はサービスの販売は、加盟店と当該登録ユーザーとの間の契約であり、加盟店は、商品又はサービスの販売に関する契約の履行及び関連するすべての問題に関して責任を負うものとします。
- 14.加盟店は、WeChatPay サービス利用のための設備、ネットワーク接続の設定、確保、及び維持について責任を負うものとし、ビリングシステムは、加盟店又は登録ユーザーの設備の不良、ネットワーク接続に関連

- して発生した問題、遅延、不能、又はその他の損失若しくは損害について責任を負わないものとします。
- 15.加盟店は、WeChatPay サービスの利用が適法であること、いかなる者の権利を侵害していないこと、及び不正又は誤解を招くものではないことを保証するものとします。
- 16.加盟店は、加盟店が提供したすべての加盟店情報が、真実であり、正確であり、完全であることを保証するものとします。また、加盟店は、ビリングシステムの要請により、追加の情報を提供するものとし、加盟店情報に変更がある場合は、速やかにビリングシステムに通知するものとします。加盟店は、ビリングシステムが加盟店情報を Tenpay に提供する場合があることを予め了承するものとします。
- 17.加盟店は、認証情報を安全かつ秘匿性をもって保持することに責任を 負うものとし、加盟店の認証情報を使用したすべての活動は、加盟店に よってなされたものと見做されることを理解し合意するものとします。また、 加盟店は、WeChatPay サービスの不正な使用を防ぐために、あらゆる 合理的な努力を払うものとし、不正な使用がなされた場合は、直ちにビ リングシステムに連絡するものとします。
- 18.加盟店は、ビリングシステムが不正な取引の可能性等の正当な理由を示して事前に通知した場合、ビリングシステムの役員又は従業員が加盟店の営業所又は事業所に立入検査を行うことを認め、かかる検査に合理的可能な範囲で協力をするものとします。

第5条(手数料)

- 1.加盟店は、ビリングシステム所定の書面による合意がなされた場合を除いて、設定完了通知書に記載された WeChatPay サービス手数料表に従って計算された手数料を、ビリングシステムに支払うものとします。なお、支払方法はビリングシステムが加盟店に収納金を送金する際に、収納金より差し引くことで支払うものとし、当該手数料が収納金を上回る場合は、ビリングシステムが発行する請求書に基づき、銀行振込をもって支払うものとします。
- 2.ビリングシステムは、加盟店へ60日前に通知することにより、WeChatPay サービス手数料表を変更できるものとします。
- 3.ビリングシステムは、手数料の支払を受けることができなかった場合、直ちに WeChatPay サービスを停止することができるものとします。
- 4.ビリングシステムは、未払いとなった手数料について利息を付すことができるものとします。利息は、年利 14.6%の割合で支払期日の翌日から支払の日まで日割りで計算するものとします。
- 5.ビリングシステムは、加盟店による WeChatPay サービスの利用に関して、 与信枠及び利用制限を設定する権利を有するものとします。また、ビリ ングシステムは、WeChatPay サービスの提供に先立って、又は WeChatPay サービスの提供の条件として、加盟店に手数料の前払いを 求めることができるものとします。その場合、ビリングシステムは、加盟店 に対して通知するものとします。かかる場合において、与信枠及び利用 制限に達した場合、又はビリングシステムの要請に従った手数料の前 払いがなされなかった場合、加盟店は WeChatPay サービスを利用する ことができないものとします。
- 6.加盟店は、登録ユーザーに対する商品又はサービスの販売・提供に際して、WeChatPay サービスの利用を理由として、かかる商品又はサービスの価格に対して手数料を加算することその他登録ユーザーに対して不利益を課すことをしてはならないものとします。

第6条(終了·停止)

- 1.本契約の当事者は、本契約の終了を希望する日の 90 日前までに、他 の当事者へ書面にて通知することにより、いかなる理由においても、本 契約を終了することができるものとします。
- 2. ビリングシステムは、加盟店が以下の各号の一にでも該当するときには、 加盟店に書面にて通知することにより本契約を終了又は WeChatPay サ

- ービスの提供を停止することができるものとします。
- (1)本規約の条項に違反した場合
- (2) 本契約締結に際し、ビリングシステムに虚偽の申告を行っていたことが判明した場合
- (3)WeChatPay サービスの不正な利用が明らかになった場合
- (4) 法令若しくは公序良俗に反する、又はその虞があるとビリングシステムが判断した場合
- (5) Tenpay が加盟店に対する WeChatPay サービスの提供を拒否した 場合
- 3.本契約の当事者は、他の当事者が以下の各号の一にでも該当するときには、何らの催告なく直ちに本契約を終了することができるものとします。
 - (1) 本規約の条項に関する重大な違反を犯し、是正を催告する通知が到着してから30日を経過しても当該違反が是正されなかったとき
 - (2) 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

契約が終了した場合、同時に終了するものとする。

- (4) 差押、仮差押、仮処分を受けたとき
- (5)信用状態が著しく悪化したとき
- (6)監督官庁から営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき (7)その他本契約の円滑な履行が著しく困難になったとき
- 4.本契約は、加盟店及びビリングシステムに適用される基本約款に基づく

第7条(終了時の措置)

- 1.本契約に基づき付与されたすべての権利は、本契約が終了した時点に おいて終了するものとします。
- 2.ビリングシステムは、本契約が終了した時点において、加盟店への役務 の提供を終了し、加盟店に対して、すべての未払いとなっている手数料 の支払を請求することができるものとします。
- 3. 本契約が終了した場合であっても、本規約第5条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、及び第14条の規定は有効に存続するものとします。

第8条(知的財産権の取扱)

- 1.WeChatPay サービスに関するすべての知的財産権は、加盟店アプリ及び関係ドキュメント(但し、Tenpay に知的財産権が帰属するものを除きます。)についてはビリングシステムに、WeChat アプリ、WeChatPay サービストレードマーク、その他 WeChatPay サービスに関する文書、ソフトウェア等については、Tenpay にそれぞれ帰属するものとします。ビリングシステムは、加盟店に対し、知的財産権を譲渡するものではなく、非独占的に使用を許諾するものとします。
- 2.加盟店は、本契約に基づき、ビリングシステムより提供されるWeChatPay サービスに関連してのみ、WeChatPay サービスプラットフォーム、 WeChatPay サービストレードマーク、及び関係ドキュメントを使用するも のとします。また、加盟店は、ビリングシステムからの書面による承諾を 得ない限り、WeChatPay サービスプラットフォームについて、リバースエ ンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、修正、改造、派生物 の作成、解析を行なわないものとし、また他の者に対して意図的にこれ らの行為を許容することを行わないものとします。
- 3. 加盟店は、本契約の期間中、ビリングシステムより提供される WeChatPay サービストレードマーク等を、ビリングシステムが随時定める 方式によって、加盟店の店舗又はホームページに明示することが本契 約の条項の一つであることを承諾するものとします。
- 4.ビリングシステムは、WeChatPay サービスの販売促進のために、加盟店の商標及びロゴを使用することができるものとします。本サービス提供会社は、加盟店の商標及びロゴの外観に関する加盟店の合理的な指示を遵守するものとします。

第9条(秘密保持)

- 1.本契約の当事者は、開示当事者から開示されたすべての秘密情報について、本契約期間中はもとより、本契約終了後といえども、その秘密を保持するものとします。
- 2.本契約の当事者は、本契約の終了時に、適用される法令又は規則で保持が必要な場合を除き、秘密情報を破棄するものとし、開示当事者から要求がある場合、受領当事者は秘密情報を返却するものとします。また、開示当事者は、受領当事者に秘密情報を破棄又は返却したことを証する書面の提出を請求できるものとします。
- 3.本契約において、以下の各号に示す事項は秘密情報に該当しないもの とします。
 - (1) 開示当事者から開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 開示当事者から開示を受けた後に、受領当事者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示当事者から開示を受けた時点で、受領当事者が既に正当に保有していた情報であって、かかる事実が証明できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に 取得した情報
 - (5)法令若しくは規則、又は裁判所若しくは行政庁の決定又は命令によって開示を要求される情報

第10条(データ保護)

1.本契約の当事者は、WeChatPay サービスの利用により取得した登録ユーザーに関する個人情報は、取得した当事者が責任をもって管理するものとし、個人情報の保護に関する法律及びその他の個人情報の取扱に関する法令に従い、適切に保護するものとします。

第11条(損害賠償等)

- 1.本契約の当事者は、本契約に違反する等他の当事者の責に帰すべき 事由により損害を被った場合、逸失利益を除く通常かつ直接の損害に ついて、損害を与えた当事者に対し損害賠償を請求できるものとします。 但し、ビリングシステムが加盟店に対し損害賠償責任を負う場合、ビリン グシステムが負担する賠償金の累積額は、加盟店がビリングシステムに 支払った第5条に定める手数料の直近1ヶ月分の合計額(1ヶ月に満 たない場合は加盟店がビリングシステムに支払った利用料金の総額)を 上限とするものとする。
- 2.ビリングシステムは、加盟店が以下の各号の一にでも該当するときには、 賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 本契約の不履行又は違反から生じた損害
 - (2)提供した加盟店情報の誤りから生じた損害
 - (3)WeChatPay サービスの不正な利用から生じた損害
 - (4)登録ユーザーが提供した情報の誤り若しくは不備さ、又は登録ユーザーによる WeChat アプリの誤使用から生じた損害

第12条(不可効力免責)

- 1.ビリングシステムは、災害、事変等のやむを得ない事由が生じ WeChatPay サービスの提供に支障が生じたこと、WeChatPay サービス に適用される国内外の法令その他管轄行政庁による通達、指導、命令 等により WeChatPay サービスの提供に支障が生じたこと、個別の取引 に関して不正な取引の可能性を理由に決済が拒否されたこと又は Tenpay がビリングシステムによる加盟店に対する WeChatPay サービス の提供について拒否したことにより生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 2.ビリングシステムは、通信機器、回線、及びコンピュータ等の障害、並び にビリングシステムの責に帰すべからざる事由により生じた損害につい ては、一切の責任を負わないものとします。

3.ビリングシステムは、加盟店と登録ユーザーを含む WeChatPay サービス の利用に関する第三者との間の債権債務関係、商品又はサービスの供 与その他一切の事項、及びそれらに関連する加盟店と登録ユーザーを 含む WeChatPay サービスの利用に関する第三者との間の紛争については、加盟店がその全責任において処理し、一切の責任を負わないものとします。

第13条(禁止事項)

- 1.加盟店は、WeChatPay サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) ビリングシステムが書面で承諾した場合を除き、有償又は無償を問わず、第三者に利用させる行為
 - (2)法令又は公序良俗に反する目的で利用する行為
 - (3)ビリングシステム又は第三者の知的財産権を侵害する行為、又はその虞のある行為
 - (4) WeChatPay サービスの提供を妨害する行為、又はその虞のある行為

第14条(準拠法及び合意管轄)

1.本契約は、日本法を準拠するものとし、本契約に関する紛争に関しては、 その訴額により、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属 的合意管轄裁判所とします。

> 2016/7/5 制定 2018/10/12 改定 ビリングシステム株式会社